

問題を解いてみよう！ 答え合わせ

座談会ニュース増刊号で出された問題の解答です。



いまさら聞けないマンション基礎知識

Q1 規約の改正には区分所有者と議決権の

- ① 1/2 ② 2/3 ③ 3/4 (いづれかに○) 以上の賛成が必要である。

→ 記念冊子 16 ページ参照

Q2 ベランダ、バルコニーは

- ① 専有部分 ② 共用部分 (どちらかに○) であるが、特定の区分所有者のみが使用することができる。この権利を「専用使用」権という。

→ 記念冊子 5 ページ参照

Q3 修繕積立金の適正な額としておおよその目安は

国交省の「修繕積立金に関するガイドライン」によれば、「200」円/m²となっている。

→ 記念冊子 12 ページ参照

Q4 管理委託契約書を締結するときに必要な『重要事項の説明』をするフロントマンには

- ① マンション管理士 ② 管理業務主任者 (どちらかに○) の資格が必要とされている。

→ 記念冊子 25 ページ参照

みなさん、問題は解けましたか？

簡単でしたでしょうか？

解説は 6 月 3 日の座談会でやります。